

## 公益社団法人北方領土復帰期成同盟役員の報酬等に関する規程

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟（以下「北方同盟」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規定において、用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいう。

（2）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（3）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### （報酬等）

第3条 役員の報酬は、無報酬とする。ただし、事務局職員を兼務する役員については、事務局職員として給与を支給する。

### （費用）

第4条 北方同盟は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、理事会が別に定める規程に基づき支払うものとする。

### （公表）

第5条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に基づき、公表する。

### （規定の改廃）

第6条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

### （その他）

第7条 この規程に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

### 附 則

この規程は、公益社団法人北方領土復帰期成同盟の設立の登記の日から施行する。